

公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第42号

公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理規程（2021年12月27日規程第25号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>第1条～第5条 (略) (特定化学物質管理責任者及びその責務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定化学物質管理責任者は、次条第1項の規定に基づき公立大学法人神戸市看護大学<u>特定化学物質管理委員会</u>(以下「委員会」という。)の許可を得た者(以下「特定化学物質取扱者」という。)のうちから学長が指名する。</p> <p>3～5 (略) (特定化学物質取扱者及びその責務)</p> <p>第7条 (略) (特定化学物質の購入)</p> <p>第8条 特定化学物質取扱者が、新たに特定化学物質が必要となった場合は、細則で定めるところにより、特定化学物質管理責任者を通じて、学長に対し、購入の許可を申請しなければならない。この場合において、当該特定化学物質の購入の理由が公立大学法人神戸市看護大学動物実験等規程(平成31年4月規程第108号)第7条第1項の動物実験計画に係るものであるときは、当該動物実験計画について同条第4項の規定による公立大学法人神戸市看護大学<u>動物実験委員会</u>の審査及び学長の承認を受けた後でなければ申請できないものとする。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第9条～第16条 (略) 附 則 (略)</p>	<p><u>動物実験・特定化学物質管理委員会</u></p> <p><u>動物実験・特定化学物質管理委員会</u></p> <p>附 則 <u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p>